

企画競争説明書

業務名称：パレスチナ医療機材整備計画準備調査

案件番号：180615

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2019年1月16日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年1月16日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：パレスチナ医療機材整備計画準備調査
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり
- (3) 適用される契約約款難型：
 - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - () 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間(予定)：2019年3月中旬～2020年1月下旬

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：2019年1月23日（水） 12時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：2019年1月28日（月）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2019年2月1日（金） 12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ４部
見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

１）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき

４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

５）虚偽の内容が記載されているとき

６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

１）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

２）以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) ILS = 29.404700 円
- b) US\$ 1 = 110.882000 円
- c) EUR 1 = 126.057000 円

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者/保健医療計画
- b) 機材計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 6.00 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年3月1日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

13 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：医療機材整備に係るBD、OD、DD、SV

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、15ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者/保健医療計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

- a) 類似業務の経験：医療機材整備におけるBD、OD、DD、SV
- b) 対象国又は同類似地域：パレスチナ 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 業務主任者等としての経験
- e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画】

- a) 類似業務の経験：医療機材計画に係るBD、OD、DD、SV
- b) 対象国又は同類似地域：パレスチナ 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人員の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

() プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

パレスチナ医療機材整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	6.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(54.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(38.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者/保健医療計画	(38.00)	(15.00)
ア) 類似業務の経験	17.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(15.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 機材計画	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[104.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

パレスチナ自治区（以下「パレスチナ」という。）では2017年時点で妊産婦死亡率が15.7（出生10万対）、5歳未満児死亡率が13.9（出生千対）、及び平均余命が73.13となるなど、1990年と比較して著しく改善（それぞれ1990年時点で118、43、68.08）したものの、疾病構造の変化により、循環器系疾患、癌、脳血管疾患等を合わせた非感染性疾患（Non-Communicable Diseases、以下「NCDs」という。）が死亡原因の7割以上を占め、母子保健関連疾患のそれを上回っていることが確認された（2016年世界保健機関（WHO¹））。こうした保健医療状況を確認するため、JICAは2017年に「保健医療セクター基礎情報収集・確認調査」を実施した。その結果、NCDs対策が遅れていること、診療環境の整備不足から、NCDs患者等をパレスチナ自治区外の医療機関へ紹介・移送せざるを得ないケースが常態化し、その件数が増加の一途を辿っていること等が確認された。これら自治区外での診療費用は自治政府の保健財源から支出され、2015年の公的保健支出の3割強を占めており、保健財政逼迫の主要因となっている。

こうした状況の下、パレスチナ自治政府は「国家保健戦略（2017-2022）」を策定し、NCDs予防の啓発推進、NCDs死亡率低減や重症化防止のための早期発見、医療サービス向上等の実現に加えて、二次及び三次病院におけるインフラ整備を掲げている。また、域外移送にかかるコストを削減し保健財政の正常化を目指している。医療機材整備計画（以下「本事業」という。）は、現段階では正式な要請書が未接到であるものの、パレスチナの拠点病院にて主にNCDs診療に必要な医療機材を整備することで、これらNCDs対策に係る課題解決を図るものである。上記戦略におけるインフラ整備を通じ医療サービスを向上させることにより、NCDsの早期発見、早期治療を実現し、パレスチナの人々の健康増進に貢献する優先度の高い事業と位置付けられる。

本調査は、要請内容の必要性、妥当性及び緊急性を確認のうえ、無償資金協力案件として適切な事業計画を策定し、概略設計を行い、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

2. プロジェクトの概要

(1) 事業の目的：

本事業は西岸地区のラフィディア病院並びにガザ地区のヨーロッパ病院、ナセル病院及びインドネシア病院の4拠点病院にて、医療機材の整備によりNCDs疾患の診療強化を図り、医療サービスの向上に寄与するもの。

(2) 期待される成果：

ラフィディア病院、ヨーロッパ病院、ナセル病院及びインドネシア病院のNCDs診療用医療機材が整備される。

(3) 対象地域（サイト）：

ヨルダン川西岸地区：ナブルス県（ラフィディア病院）

ガザ地区：ガザ県（ヨーロッパ病院）、ハンユニス県（ナセル病院及びインドネシア病院）

(4) 関係官庁・機関

責任機関：保健庁（Ministry of Health）

実施機関：ラフィディア病院、ヨーロッパ病院、ナセル病院及びインドネシア病院

(5) 事業内容

¹World Health Profile 2015 Palestine (http://applications.emro.who.int/dsaf/EMROPUB_2016_EN_18926.pdf?ua=1)

①機材の内容：

画像診断装置（MRI、CT、デジタルレントゲン撮影装置、血管撮影装置、超音波診断機器等）、内視鏡関連機器（腹腔鏡、大腸内視鏡等）、及び患者管理装置（モニター、人工呼吸器等）（※本業務により確認）

②コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容（※本業務により確認）

(6) 関連する我が国の主な援助活動

①無償資金協力

「ガザ医療機材整備計画」（1995年）、「ジェリコ病院建設計画」（1996年）、「西岸地域医療機材整備計画」（1997年）、「感染症対策計画」（2009年）。

②技術協力プロジェクト

「母子保健に焦点を当てたリプロダクティブヘルス向上プロジェクト」（2005年～2008年）、「母子保健リプロダクティブヘルス向上プロジェクトフェーズ2」（2008年～2012年）。

(7) 他ドナー等の援助活動

NCDs対策に関連する主要な援助機関はこれまでWHO、イタリア開発協力機関、USAID等であったが、2018年8月以降、アメリカによる国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）への資金拠出や直接支援が停止されたため、USAIDは新規事業の開始を停止し、既存事業のみを行っている状況にある。また、これら支援は主に西岸地区にて行われており、ガザ地区においてはNCDs対策の分野では大規模な支援を行う欧米の援助機関が存在しないものの、WHOと一部のNGOによる支援が確認されている。主要な援助機関は以下のとおり。

①WHO：保健庁向けNCDs関連戦略・計画の作成支援、標準化された質問票を用いたデータ収集・分析、プライマリーヘルスケアクリニックへの包括的アプローチの導入支援。一部の病院に心電図や人工呼吸器等の機材を供与。

②イタリア開発協力機関：過去5年間で財政支援等300万ユーロを支援。2018年中に癌診断機材供与及び癌センター設立支援を実施予定。

③USAID：保健庁向けリファラルマスタープラン作成支援、病院向け情報システム改善支援、保健システム全体の強化を通じたPHCにおけるNCD関連サービス支援を実施。

3. 業務の目的

施設・機材等調達方式無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項、事業効果測定指標等を提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、パレスチナにおける「医療機材整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方法、方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがパレスチナ側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方法、方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の記載された準備調査報告書（案）の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査（1回目）、②準備調査報告書（案）を先方関係者に説明・協議し、了解を得るための現地調査（2回目）、の2回の現地調査を予定してい

る。それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討のうえ、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

(2) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力事業として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時 JICA と協議する。

なお、特に以下 5 つの段階においては、JICA が開催する会議に出席し、内容を確認する。

- ① 現地調査 1 対処方針会議：「インセプション・レポート」をとりまとめ、これらを基に基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。
- ② 現地調査 1 帰国報告会：帰国後 10 営業日以内を目途に、現地調査結果を記述した「現地調査結果概要 1」を作成し、協力対象範囲を協議、確認する。
- ③ 設計・積算方針会議：帰国後 30 日以内を目途に、プロジェクト内容等の概略設計方針について関係者を含めた協議を行う。
- ④ 現地調査 2 対処方針会議：1 回目の帰国報告会を踏まえ、2 回目の調査事項を整理し、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。
- ⑤ 現地調査 2 帰国報告会：帰国後 10 営業日以内を目途に、「現地調査結果概要 2」を作成し、これを基に基本的な計画・設計の方針を協議、確認する。

(3) 調査実施方針

① パレスチナにおける医療機材整備

パレスチナでは、近年保健分野における無償資金協力の実績がないところ、無償資金協力及び先方負担事項に対する理解をはじめ、資材・機材調達に係る現地リソースについての情報を入念に調査し、慎重に計画する必要がある。

パレスチナへの機材の持ち込みに際しては、イスラエルとの間で必要な事前調整や免税手続きが発生する場合があります。本業務にて詳細を確認する。また、対象病院の医療従事者の能力等ソフト面も加えた各病院の機能の現状及び今後必要な人員配置を含め、NCDs 対策の全体像を念頭に置いたうえで情報収集及び協議を行い、協力のスコープを確定する。

② 調達機材の検討及びパレスチナ側の実施体制の確認

主に診断に必要な医療機材の支援を想定しているが、病院全体のサービス提供内容、医療従事者の技術レベル及び維持管理能力等を確認して必要な調達機材を検討する。機材選定に当たっては、保健庁、対象病院の医療従事者との協議及びパレスチナ国内にある他の三次レベルの病院に整備されている機材も参考にする。また、医療機材運用のための給電状況、電圧変動、停電頻度等を確認し、それに応じた機材の計画を検討する。また、本事業実施に必要な人員配置・予算確保の計画や、施設・機材の維持管理体制等を確認し、計画に反映させる。

③ 機材設置場所等の調達の前提条件に関する確認

本事業では、CT や MRI、血管造影撮影装置等、高重量かつ X 線を用いる機材の納入を想定している。設備計画にあたっては、機材設置場所の床・梁等が機材重量に耐えられるか、また壁面への放射線防護工事の要否を調査し、先方政府による工事実施が技術的、財政的に可能であるかどうか、現地業者の実施能力を含め、確認する。先方政府による実施が困難な場合は、工事に必要な資機材調達や設備整備を日本側事業に含める等、無償資金協力の対象として計画する事業の範囲について検討・確認する。

④ ソフトコンポーネント計画・技術協力プロジェクトとの連携

機材のメンテナンス等、ソフトコンポーネントについて先方の要請を確認のうえ、その必要性や内容について検討する。その際、現地医療従事者が運営・維持管理可能な医療機材及び将来的なメンテナンスを踏まえたスペアパーツの入手可否を確認のうえ、機材の検討を行うよう留意する。なお、現在関連する技術協力プロジェクトは行われていないが、治安に配慮しつつ、画像診断等の研修や保健システム強化等の将来的な技術協力との相乗効果を見据えた連携可能性も念頭に置いたうえで協力準備調査にて検討し、本事業で先方政府が運営維持管理可能となるよう、必要なソフトコンポーネントについて計画し、提案する。

⑤他ドナーによる支援内容の確認

2. (7) のとおり NCDs 対策に関連する主要な援助機関はこれまで WHO、イタリア開発協力機関、USAID 等であったが、2018 年 8 月以降、アメリカによる国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) への資金拠出や直接支援が停止されたため、USAID は新規事業の開始を停止し、既存事業のみを行っている状況にある。また、これら支援は主に西岸地区にて行われており、ガザ地区における NCDs 対策の分野では大規模な支援を行う欧米の援助機関が存在せず、WHO と一部の NGO による支援が確認されている。これまで日本は「国別開発協力方針」に基づき、パレスチナ、特にガザ地区への支援を行ってきており、ガザ地区を支援の対象に含む本案件についても、関連する他ドナーに本事業の概要を説明するとともに、それらドナーの支援の実施状況、今後の計画及び連携可能性についても調査・検討する。

(4) 保守契約付帯

保守契約付帯が望ましい医療機材が計画内容に含まれる場合は、「医療技術・サービスの国際展開を促進するための無償資金協力における試行的運用について (改定版)」及び「協力準備調査設計・積算マニュアル機材編」(2017 年 7 月) を参照して、保守サービスの実施体制、保守の内容、期間等を調査し、概略設計に含めて提案する。

(5) 要請書の取付け

本事業は現段階では正式な要請書が未接到である。JICA が本件調査実施中に要請書の早期提出を保健庁へ促すにあたり、コンサルタントは要請書の内容の技術的整理・支援を行う。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方法、方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成

要請が見込まれる事業内容及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討したうえで、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。インセプションレポートと現地調査 1 の対処方針について、対処方針会議で JICA、国内関係者と協議のうえ、最終化する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート (調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等) を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯・内容の確認・妥当性及び持続性の検証

①政府政策・計画の確認

パレスチナの保健医療分野に関する政策、開発計画、中長期計画 (開発方針、開発課題、

重点分野等)の概要と本事業の位置づけを確認し、本事業の必要性・妥当性を確認する。

②プロジェクトの経緯と内容の確認

③パレスチナ保健セクターの現状と課題の確認

パレスチナの保健医療分野に関する現状と課題（一般概況、医療行政、医療財政、保健人材、医療サービス体制、医療機材の維持管理等）を調査し、本事業がパレスチナの保健医療課題にどう資するのか、本事業の位置づけを確認する。

④対象地域、対象病院の確認・妥当性及び持続性の検証

対象地域における保健医療サービス提供体制等の保健医療の状況（民間病院含む）、対象病院のサービス提供状況（診療科目、医療従事者数、機材の現状及び活用状況、利用者数の推移等）、今後の構想（マスタープラン）、リファラル体制、運営・維持管理体制（人員・過去数年の予算・技術レベル・医療機材に係る消耗品・スペアパーツの補充能力等）を確認し、持続性・自立発展性に配慮しつつ、保健システムやサービス実態からみた対象病院の選定クライテリアの妥当性（特にガザ地区の3病院を対象とする妥当性）を検証する。

⑤機材計画調査・維持管理体制

医療機材の稼働に不可欠である、対象施設の役割、要請機材の活用計画等を確認しつつ、予算措置、人員配置、維持管理を含む先方実施能力を見極め、適切かつ効果的な規模の協力内容となるよう、協力機材品目・数量について検討する。協力内容の絞り込みが必要となる場合の優先度、クライテリアに関しても、先方の要望、協議結果及び調査結果を踏まえて合意する。また、医療機材の維持管理体制、消耗品・スペアパーツの補充能力、入手の容易さ等を見極める。機材計画調査には、入札に対応できる仕様書を作成するうえで必要な情報収集（機材の直営・契約代理店情報、保守契約の締結の有無、消耗品・スペアパーツの輸入手続きなど）も含めることとする。

(4) サイト状況（水質、電力状況等）調査

医療機材の稼働に不可欠である、要請施設の所在地の給排水・水質・電力供給・電圧変動・砂塵等の状況を調査し、プロジェクト実施に影響を与える要因を検討する。

(5) 他開発パートナーによる協力との役割分担の確認

近年のシリアや周辺諸国における治安の悪化、アメリカによる UNRWA への資金拠出や直接支援の停止を背景に、パレスチナに対するドナー支援は全体として減少傾向にある。対象地域や近隣地域、対象病院にて機材整備を行う他開発パートナーがいる場合は、進捗状況、今後の計画・予定を確認し、要請内容との重複の有無、相乗効果等を検討する。開発効果の最大化及び我が国支援のビジビリティが確保できるよう本事業の協力内容を策定する。

(6) 調達事情調査（現地調達、第三国調達など）

資機材・消耗品等の原産国、調達先（第三国を含む）、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む。）、代理店の有無、アフターサービスの内容、保守契約を概略設計に含む必要のある医療機材、保守契約の内容、保守契約を履行できる現地業者の有無等を考慮し、調達内容及び方法の検討を行う。

(7) プロジェクト内容の計画策定

① 現地調査結果概要の作成・説明

現地調査1の結果を踏まえ、帰国後10日以内に現地調査結果概要1を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

② プロジェクト内容の計画策定（概略設計）

現地調査1の帰国後30日以内を目処に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。上記調査及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計、機材仕様書（案））を行う。計

画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。設計精度については入札に対応できる精度とする。

ア) 全体計画

現存機材の種類・数量・稼働状況、人員配置、提供医療サービス、技術力等に関する調査の結果を踏まえ、要請機材の無償資金協力による調達適否を検討する。

イ) 基本計画

上記を踏まえ、本事業として計画される事業の内容の基本計画を検討する。

(a) 機材調達計画

要請された機材の必要性・活用計画、既存施設における機材活用状況および老朽化の具合、消耗品やメンテナンスサービスの入手可能性を含む維持管理の現実性、現地調達の可能性等を検討し、適切な計画（仕様、個数等）を作成する。

- ・機材計画（内容、数量、使用部門、優先順位等）
- ・調達事情調査（上記6.（6）参照）
- ・消耗品、スペアパーツ等の入手手段
- ・人員及び機材の配置計画場所
- ・機材の輸送経路、通関手続き、保険（特にパレスチナの特殊性を踏まえ）
- ・保守管理契約（対象医療機材、契約内容、期間、費用、現地代理店）

(b) 概略設計図の策定

設備計画については、先方整備基準等を確認のうえ、機材設置場所の床・梁等が機材重量に耐えられるか、また壁面への放射線防護工事の要否を調査し、先方政府による工事実施が技術的、財政的に可能であるかどうか、現地業者の実施能力を含め、確認する。先方政府による実施が困難な場合は、工事に必要な資機材調達や設備整備を日本側事業に含める等、無償資金協力の対象として計画する事業の範囲について検討・確認する。

(c) ソフトコンポーネント計画技術支援の必要性の有無と内容

機材の維持管理等に関するソフトコンポーネントの必要性について確認し、必要と判断された場合、その内容を検討する。ソフトコンポーネントについては、「5. 実施方法・方針及び留意事項」の「(3) 調達実施方針」の「④ソフトコンポーネント計画・技術協力プロジェクトとの連携」、及び「ソフトコンポーネントガイドライン（2010年版）」を参照のこと。

(8) 相手国側負担事項の概要確認

相手国負担事項（免税、機材設置部屋の改修、人員配置、維持費用、保守管理契約、電気設備の引き込み等）のプロセス、必要期間、各手続における関係省庁の実施責任部門、費用及びスケジュールを明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項として金額と共にミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものであるため、それぞれの進捗状況や変更の有無を継続的に把握すること。

(9) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③資機材の輸入に課される税金や諸費用、④付加価値税等（VAT等）、⑤その他、当該事業実施に

において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめたうえで、各税目について、受注企業が免税（または事後還付）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。

免税情報について、JICA パレスチナ事務所は、現在行われている無償資金協力「ジェリコ・ヒシャム宮殿遺跡大浴場保護シェルター建設及び展示計画」（2016年GA締結）を通じて収集している状況である。また、2019年2月に現地調査を予定している「教育の質と環境改善のための学校建設計画準備調査」は、ガザ地区においても調査を予定していることから、右調査で収集した情報も踏まえ、更新する。本情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で事務所と協議し、事務所が有する最新情報の確認と情報アップデートについて合意する。調査終了時に必ず事務所へ報告する。

調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、提出する。

(10) プロジェクトの維持管理計画の確認

対象病院及びパレスチナ自治政府の機材維持管理計画について、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。その際には、人件費だけでなく、保守管理契約、スペアパーツや消耗品類の入手方法についても確認する。また確実な維持管理のための費用を先方政府と確認し、収支計画を確認したうえで維持管理費等の先方負担部分の事業費を算出する。

(11) 機材の維持管理に関する確認

保守契約付帯が望ましい医療機材が計画内容に含まれる場合は、保守サービスを提供する代理店（近隣国含）、実施体制、保守内容、期間等を調査し、最も望ましい内容を概略設計に含めて提案する。その際、「医療技術・サービスの国際展開を促進するための無償資金協力における試行的運用について（改定版）」及び「協力準備調査設計・積算マニュアル機材編」（2017年7月）を参照すること。

(12) プロジェクトの概略事業費の積算

我が国無償資金協力の対象として今回計画する「協力対象事業」の概略事業費を適切に算出する。

概略事業費の積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル」（2009年3月）を参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。積算精度については、入札に対応する精度とする。

① 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの「機材編」（2017年7月）を参照して積算を行う。同マニュアルは以下のURLを参照のこと。

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/sekisan_01.html

② 機材の保守契約

本邦機材に保守契約を附帯する場合は、メンテナンス契約に係る費用も積算に含める。

(13) プロジェクトの評価の整理

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

(14) ジェンダー課題に関する調査

① 対象地域における男女別の統計データやジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェン

ダ―格差の状況を把握する。

② 機材計画に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。

(15) 協力対象事業実施に当たっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、概要説明を実施するにあたり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。

(16) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、ソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(17) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

(18) 準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)をカウンターパートとなる対象病院及びパレスチナ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概略事業費を含む)。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。また機材についても、その品目のみならず詳細な仕様を確認すること。協議の結果、準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分協議・検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(19) 準備調査報告書等の作成

パレスチナ政府関係者等への準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- ① 概略事業費(無償)積算内訳書
- ② 概要資料
- ③ 準備調査報告書
- ④ 機材仕様書
- ⑤ デジタル画像集
- ⑥ 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文 1 部 |
| (2) インセプション・レポート | : 英文 4 部 (うち先方政府分 2 部) |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文 1 部 |
| (4) 準備調査報告書(案) | : 和文 1 部 |

- (5) 概略事業費（無償）積算内訳書 : 英文 4 部（うち先方政府分 2 部）
: 和文 2 部
- (6) 概要資料 : 和文 1 部及び CD-R 1 枚
- (7) 準備調査報告書 : 和文（製本版）3 部及び CD-R 3 枚
: 英文（製本版）8 部及び CD-R 3 枚
(うち先方政府分製本版 6 部、CD-R 1 枚)
: 和文（簡易製本版）3 部及び CD-R 1 枚
- (8) 機材仕様書 : 和文 3 部
: 英文 4 部（うち先方政府分 2 部）
- (9) デジタル画像集 : CD-R 3 枚（デジタル画像 40 枚程度）
- (10) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版 : 電子データ提出
- (11) 免税情報シート : 電子データ提出

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (2) インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に英文を作成し、JICA に提出する。(4) 準備調査報告書（案）、及び(7) 準備調査報告書（案を含む）及び(8) 機材仕様書については、英文を作成し、先方政府に提出することとする。

注 3) (5) 概略事業費（無償）積算内訳書については 2017 年 7 月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の機材編を、その他については「無償資金協力の報告書等作成のためのガイドライン（2015 年 4 月）」に準拠することとする。

注 4) (7) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注 5) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014 年 11 月）」を参照する。

注 6) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注 7) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2019年3月中旬より国内事前準備を開始し、2019年4月上旬より現地調査を行う。帰国後に国内解析を実施し、2019年9月中旬までに概略事業費積算を行い（積算審査に要する期間も含む）、2019年9月下旬には準備調査報告書（案）説明、2019年10月上旬までに概要資料を、2019年1月上旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

項目	時期	2019年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020年 1月
(概略設計調査)												
事前準備		□										
現地調査 (OD)			■									
国内解析				□								
概略設計 ドラフト説明 (DOD)								■				
国内整理									□			
概要資料提出									△			
最終報告書提出												△

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約 10.02M/M（通訳を除く。）

(2) 業務従事者の構成（案）

1) 分野構成：

ア. 業務主任／保健医療計画（評価対象者）

イ. 機材計画（評価対象者）

ウ. 調達計画/積算

エ. 設備計画

注1) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

(3) 通訳

現地での通訳備上も必要に応じ認める。備上を希望する場合は、必要経費を見積書（一般業務費）に記載する。

3. 公開資料

(1) 協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/pdf/plan_man_01.pdf

(2) 協力準備調査設計・積算マニュアル 機材編（2017年7月）

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pq0000050si7-att/kiz

ai.pdf

(3) ソフトコンポーネントガイドライン (2010 年版)

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/info/soft01.pdf

(4) 無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン (2015 年 4 月)

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/

(5) コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014 年 11 月)

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjj-att/ind_guide12_01.pdf

4. 配布資料

(1) パレスチナ保健医療セクター基礎情報収集・確認調査 ファイナルレポート

(2) パレスチナ側提供の対象病院の希望機材リスト

(3) 医療技術・サービスの国際展開を促進するための無償資金協力における試行的運用について (改定版)

5. JICA 等からの参加団員の構成と現地調査行程 (案)

(1) 現地調査

1) 団員構成 (JICA)

ア. 総括

イ. 技術参与

ウ. 計画管理

2) 現地調査: 約 14 日間

3) 目的: 相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本計画の内容を検討し、ミニッツに取りまとめる。

(2) 準備調査報告書案説明

1) 団員構成 (JICA)

ア. 総括

イ. 計画管理

2) 現地調査: 約 10 日間

3) 目的: 準備調査報告書 (案) について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項などをミニッツに取りまとめる。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画が我が国施設・機材等調達方式無償資金協力として実施される場合、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・調達監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン」(2013 年 11 月)の様式-2 および様式-3 を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA パレスチナ事

務所、在パレスチナ日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。特に、ガザ地区においては、現地の治安状況により入域の可否も変わり得ることから、JICA 安全対策措置の行動規範に沿い、宿泊を含めた調査スケジュールの変更があることについても留意のうえ、活動計画、安全対策、有効な施工管理支援体制について慎重に検討する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。安全対策・渡航手続きについては下記ホームページも参照し、内容を遵守すること。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上